二　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	石川検査事務所	石川県金沢市彦三町二丁目五番二十七号	石川検査事務所	石川県金沢市彦三町二丁目五番二十七号	平成二十一年三月三十一日
	福井検査事務所	福井県福井市八ツ島町三十一字宮島四百六番地二			
	山梨検査事務所	山梨県甲府市下飯田二丁目六番三号			
	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町二丁目七番五号	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町二丁目七番五号	
	高知検査事務所	高知県高知市本町五丁目六番三十九号			

三　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック及びゴンドラに係る登録性能検査機関

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	関東地区検査事務所	東京都千代田区鍛冶町二丁目七番十五号	関東信越地区検査事務所	東京都千代田区鍛冶町二丁目七番十五号	平成二十一年四月一日
	北信越地区検査事務所	石川県金沢市彦三町二丁目一番十号			

四　労働安全衛生法第四十一条第二項のエレベーターに係る登録性能検査機関

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
セイフティエンジニアリング株式会社	検査事務所	東京都港区芝浦四丁目五番九号	東京検査事務所	東京都港区芝浦四丁目五番九号	平成二十年九月一日
			大阪検査事務所	大阪府大阪市此花区西九条四丁目三番三十三号	

五　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	関東地区検査事務所	東京都千代田区鍛冶町二丁目七番十五号	関東信越地区検査事務所	東京都千代田区鍛冶町二丁目七番十五号	平成二十一年四月一日
	北信越地区検査事務所	石川県金沢市彦三町二丁目一番十号			
社団法人日本ボイラ協会	石川検査事務所	石川県金沢市彦三町二丁目五番二十七号	石川検査事務所	石川県金沢市彦三町二丁目五番二十七号	平成二十一年三月三十一日
	福井検査事務所	福井県福井市八ツ島町三十一字宮島四百六番地二			
	山梨検査事務所	山梨県甲府市下飯田二丁目六番三号			
	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町二丁目七番五号	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町二丁目七番五号	
	高知検査事務所	高知県高知市本町五丁目六番三十九号			

○厚生労働省告示第四百十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第四十六条第四項第三号（同法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の事務所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）、第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月八日

厚生労働大臣　舛添　要一